

令和8年度 水単請-3

斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ更新工事

特記仕様書

白石市上下水道事業所

目 次

第1編 総 則

第1章 一般事項	1
第2章 機械工事一般仕様	3
第3章 電気機器一般仕様	4

第2編 特記事項

第1章 斎川第2ポンプ場 No.2 送水ポンプ設備	
第1節 概 要	6
第2節 設備機器	6
第3節 工事範囲	6
第4節 機器仕様	6

第1編 総 則

第1章 一般事項

1. 概 要

本特記仕様書は、「斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ更新工事」に適用するものである。

2. 準拠基準

本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載しない事項については現行の下記によること。

- 1) J I S (日本産業規格)
- 2) J E C (電気規格調査会標準規格)
- 3) J E M (日本電機工業会標準規格)
- 4) J C S (電線技術委員会標準規格)
- 5) 電気設備技術基準 (経済産業省令) 及びその関連規定
- 6) J E A C内線規程 (日本電気技術規格委員会規格)
- 7) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 8) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

3. 設計図面

本設備の施工にあたり市が提出する設計図面は設備の基本を示すものであり、設計図面に記載された機器の寸法は参考寸法を示すもので、決定は原則として承認図により行う。

4. 施工規則及び契約条件

請負者は、市工事施工規則、市契約条例及びその他、市の定める諸規定に準拠して施工する他、電気設備に関する技術基準及びその関連規定に従って施工すること。

5. 製作の着手

請負者は、契約後速やかに本特記仕様書及び添付図面に基づき、工程表並びに承認図を作成し、市の承認を得ること。また、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図と異なるときは、事前に理由を申出たうえで市の承認を得なければならない。

6. 官公庁等への手続

本工事に関して監督官庁その他の手続を必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続きの一切を行うものとする。

なお、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

7. 施 工

本特記仕様書及び添付図面に明記してない事項についても、本設備の目的及び工事施工上、必要なものは、市の指示に従い請負者の負担で整備、施工しなければならない。

8. 現場代理人

請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の主任技術者を定め、書面で提出すること。なお、現場代理人と主任技術者は兼任することができるものとする。

9. 検 査

本工事の施工にあたっては、市監督員と打合わせのうえ下記の検査を行う。

1) 製品検査

この工事に使用する機器材料のうち特に指示するものは、製作工場等において市監督員立会のうえ、検査及び試験を行いその試験成績表を提出する。

2) 中間検査

工事が予め監督員の指定した工程に達したときに検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

3) 官公庁及び電力会社の検査

官公庁及び電力会社の検査を受ける必要のあるものについては、請負人が全て事務等を代行すること。

4) 材料検査

この工事に使用する機器材料は全て現場搬入の都度、監督員の検査を受けこれに合格したものを使用する。

5) 竣工検査

工事終了に際しては、竣工期日前に監督員立会のうえ各設備の機能その他の試験を行う。検査員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

6) 検査費用

検査に要する費用は全て請負人の負担とする。
但し、監督員の派遣費は市が負担する。

10. 保証期間

本設備の保証期間は、受渡し完了後1年とする。万一保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに当市の指示する期間内に改造補修または新品との交換を行わなければならない。

第2章 機械工事一般仕様

1. 据付工事

1) 一般事項

- (1) 各機器の搬入据付は図面通り所定の位置に堅固に据付け構造等正確に芯出しを行い、据付後モルタルを流し込み硬化後均等に締め付け、再度芯出しを行うこと。
- (2) 各機器製作会社の熟練した技術者の指導にもとづき据付工事を行うこと。
- (3) 使用する材料は全て優良品を使用し、使用前に監督員の検査を受けるものとする。
- (4) コンクリート施工のうちコンクリート配合・型枠養生等については監督員の承認及び指示に従うこと。
- (5) 敷金のあたるコンクリート基礎部は据付前充分に表面を平らにした後に据付けるものとする。
- (6) 敷金は全て機械切りにした製品とし、かえり及び錆等の無い良質の新品を使用するものとする。

2. 配管工事

1) 一般事項

- (1) 配管はその機能を充分満足するもので、後日の保守点検の便利なもので体裁よく有害な振動等が発生しないものとする。
- (2) 配管工事に従事する労働者は、実務経験と確実な技術を有すること。
- (3) 配管にあたっては、接合前に管内を完全に清掃し、異物等が入らないよう丁寧に接する。
- (4) フランジ部分は良質のパッキンを挿入し、ボルト締めとする。

第3章 電気機器一般仕様

各機器は、下記仕様を充分満足するものでなければならない。

1. 配線用遮断器

型 式	表面取付型
回路電圧	AC 100V 又は 200V
フレームの大きさ	設計図書による
極 数	設計図書による
遮断電流	系統の短絡電流以上とすること
規 格	JIS C8370 又は JIS C8201-2-1
附 属 品	銘板 補助接点 (必要により) 警報接点 (必要により) その他必要なもの

2. 漏電遮断器

型 式	表面取付型
回路電圧	AC 100V 又は 200V
フレームの大きさ	設計図書による
極 数	設計図書による
遮断電流	系統の短絡電流以上とすること
規 格	JIS C8371 又は JIS C8201-2-2
附 属 品	銘板 補助接点 (必要により) 警報接点 (必要により)

3. 電磁接触器

回路電圧	AC 100V 又は 200V
極 数	3 極
定格電流	各負荷容量に適合するもの
性 能	AC 3 級
規 格	JIS C8201-4-1
附 属 品	銘板、補助接点 その他必要なもの

4. 計器用変流器

型 式	屋内用モールド型
最高電圧	1150V
定格電流	1 次 必要定格による 2 次 5A 又は 1A
相 数	単相
定格負担	接続される継電器、計器類の負担をまかなえる容量とすること
誤差階級	1.0 級
規 格	JIS C1731
附 属 品	銘板、その他必要なもの

5. 進相コンデンサ

型 式	屋内用
定格電圧	AC 100V 又は 200V
相 数	単相又は三相
定格容量	設計図書による
規 格	JIS C4901
附 属 品	銘板、放電抵抗 その他必要なもの

6. 指示計器

準拠規格	JIS C1102
型 式	埋込型 110mm 又は 80mm
定 格	設計図書による
階 級	1.5 級 (但し 80mm 角は 2.5 級)

第2編 特記事項

第1章 斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ設備

第1節 概 要

本設備は、2号送水ポンプ更新に伴い、関連機器の更新を行うものである。

第2節 撤去機器

- | | |
|------------|----|
| 1. 2号送水ポンプ | 1台 |
|------------|----|

第3節 設備機器

- | | |
|------------|----|
| 1. 2号送水ポンプ | 1台 |
|------------|----|

第4節 工事範囲

1. 第2節記載の機器の撤去工事
2. 第3節記載の機器の製作、据付工事
3. その他必要な工事

第5節 機器仕様

- | | | |
|------------|-----------------------------|----|
| 1. 2号送水ポンプ | | |
| 数 量 | 1台 | |
| 型 式 | 多段渦巻ポンプ | |
| 口 径 | 100 mm | |
| 吐 出 量 | 0.6m ³ /min | |
| 全 揚 程 | 98m | |
| 回 転 数 | 1500min ⁻¹ (同期) | |
| 電 動 機 | 22kW-3φ-200V | |
| 主要部材質 | ケーシング FC200・ナイロンコーティング | |
| | 羽根車 CAC901 | |
| | 主軸 SUS403 | |
| 付 属 品 | フライホイールカップリング GD2=12.5kg・m3 | 1組 |
| | 満水検知器 | 1台 |
| | 圧力計 | 1台 |
| | 連成計 | 1台 |
| | その他必要なもの | 1式 |

2. 既設盤改造

数 量 1 式

改造内容

2号送水ポンプ(30kW→22kW)更新に伴い、既設盤の改造を行うものである。

- ・2号送水ポンプ容量変更に伴う、機器更新

改造機器

交流電流計		1 台
漏電遮断器	3P ELCB 225AF/AL. AX	1 台
クロススターテラ始動器	AC200V 22kW	1 台
進相コンデンサ	3φ 200V 800μF	1 台
計器用変流器	-/5A 5VA	1 台
内部配線		1 式
その他必要なもの		1 式

施工条件明示書

【 実 施 】

工 事 名 令和8年度 水単請-3

斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ更新工事

工事場所 白石市斎川字上ノ原屋敷 地内

白石市上下水道事業所

第1章 総 則

- 第1条 本仕様書は、令和7年度鷹巣マンホールポンプ場1号ポンプ更新工事（その1）に適用するもので、国土交通省発行の公共下水道工事標準仕様書（電気設備工事編）と共に当該工事の施工にあたり請負者が守らなければならない特記事項についての仕様であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先するものとする。
- 第2条 本仕様書、設計書に明示明記されていないもので、本装置更新のために当然必要と認められるものは異議なく請負者の負担において実施しなければならない。
- 第3条 本工事に先立ち使用材料の確認のため監督職員の立会いを求め、了承を得ること。
- 第4条 その他、本工事にあたり疑義が生じた場合には速やかに監督職員と協議すること。

第2章 地上工作物・地下埋設物の保護

- 第5条 工事にあたり地下埋設物・架空電線・地上工作物等の支障が発生した場合は、速やかに監督職員に届け出、発注者・所有者と協議のうえ対処し、事故の未然防止に努めること。
- 第6条 掘削に伴い、地下埋設物により支障が生じる箇所は原則として人力掘削で行うこと。
- 第7条 隣接工作物、地下埋設物及び用排水路等に対する補強はすべて請負者の負担で行うものとする。
- 第8条 請負者は作業中において、地上工作物・地下埋設物に損傷を与えた場合には直ちに監督職員に連絡し、各管理者・所有者に通報して復旧体制をとらなければならない。

第3章 安全管理

第9条 万一の事故に備え、直ちに対応できるように着手前に対策を講じ、必要な機器類を常時用意して置かなければならない。また、電気設備作業中は安全管理者が見回り、事故の防止に努めなければならない。

第4章 施 工

第10条 本工事に関わる苦情や要望が付近住民からなされた場合には、単独処理することなく速やかに監督職員に連絡及び協議をして対応しなければならない。

第11条 道路管理者・河川管理者・地下埋設物管理者等から指示・指摘を受けた場合には、速やか監督職員に連絡し、指示・指摘事項に対応しなければならない。

第12条 施工は原則として昼間施工とし、やむを得ない場合を除き夜間施工は行わない。

第13条 工事箇所は常に整理整頓を行わなければならない。

第14条 工事のため、使用する周辺道路等は随時補修等を行い、一般の通行に支障を及ぼさないよう十分注意するとともに、完了の際は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

第5章 そ の 他

第15条 監督職員は設計変更にかかわる必要な測量作業、設計図書、数量計算書の作成を指示することがある。

第16条 工事に必要な仮設用地は、請負者が借地を行い借地料を支払うものとする。なお、借地の返還にあたっては、土地所有者との借地契約に基づいて原形に復旧し、紛争等が生じないようにする。

第17条

暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年白石市告示第83号。以下「排除要綱」という。）別表1各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表1各号に該当し、本市から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表1各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

参 考 明 細 書

令和 8 年度

実 施 設 計 書

白石市上下水道事業所

決 裁	市 長	所 長	次 長 (総括担当)	次 長 (技術担当)	係 長	係	設計者	
工 事 名	令和8年度 水単請-3 斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ更新工事							
工 事 場 所	白石市斎川字上ノ原屋敷 地内							
概 要	工 種 ・ 規 格				数 量			
	送水ポンプ更新工 送水ポンプ(単独交互運転) 多段渦巻ポンプ φ100mm 三相200V 0.6m ³ /min × 98m × 22kw 既設盤改造 電動機出力 22kw				N=1台 一式			
工 事 期 間	自 令和 8年 6月 日 至 令和 9年 3月31日							

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
斎川第2ポンプ場1号送水ポンプ更新工事	1	式				
機器費	1	式				
直接工事費						
輸送費	1	式				
労務費	1	式				
複合工費 基礎補修等	1	式				
直接経費	1	式				
仮設費	1	式				
直接工事費計						
間接工事費	1	式				
共通仮設費	1	式				
現場管理費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

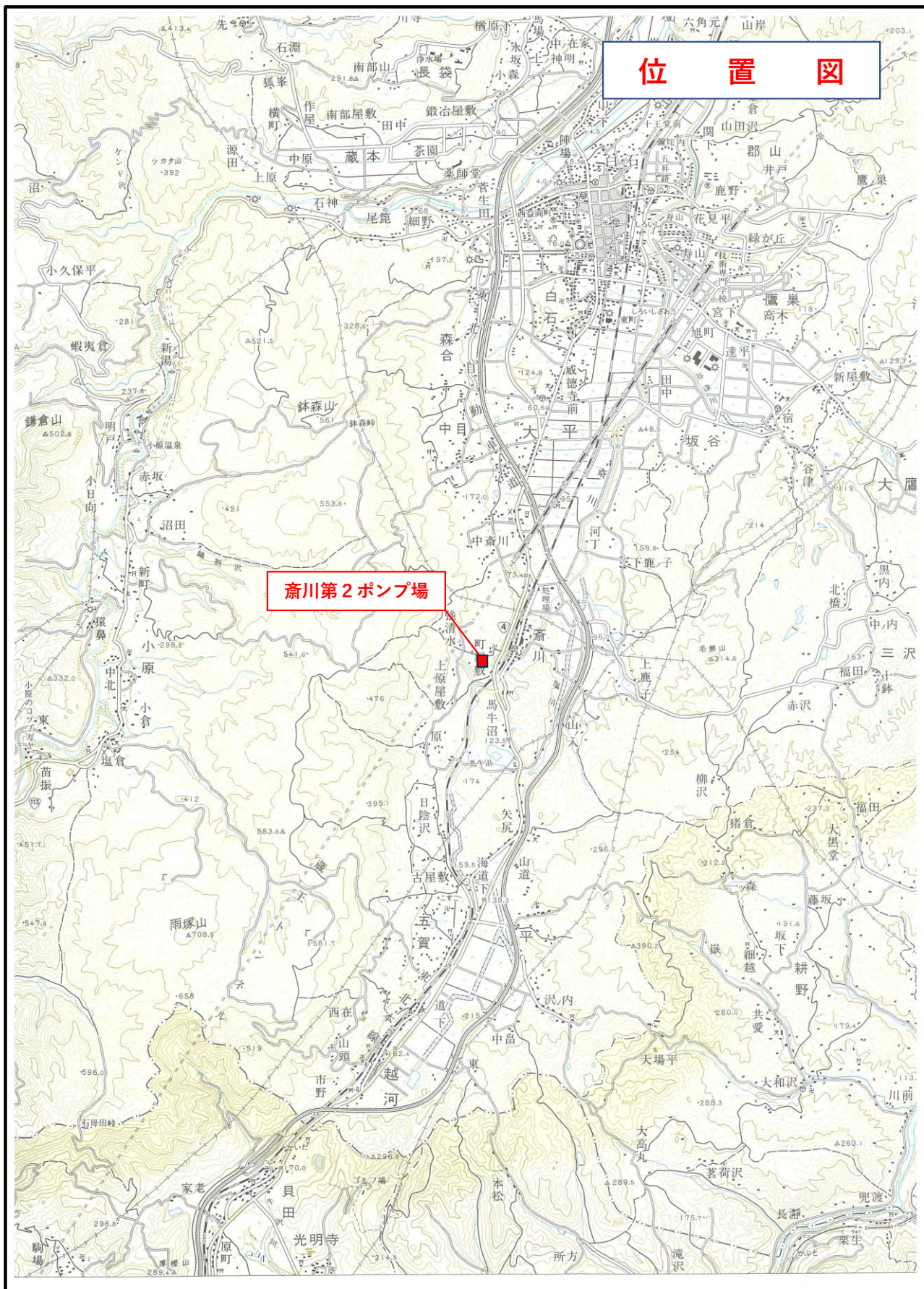
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
据付間接費	1	式				
間接工事費計	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

令和8年度 水単請-3 斎川第2ポンプ場2号送水ポンプ更新工事

【 第 2号 明細書 】						
労務費						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一般労務費	1	式				
普通作業員		人				
設備機械工		人				
機械設備据付労務費	1	式				
機械設備据付工		人				
計						

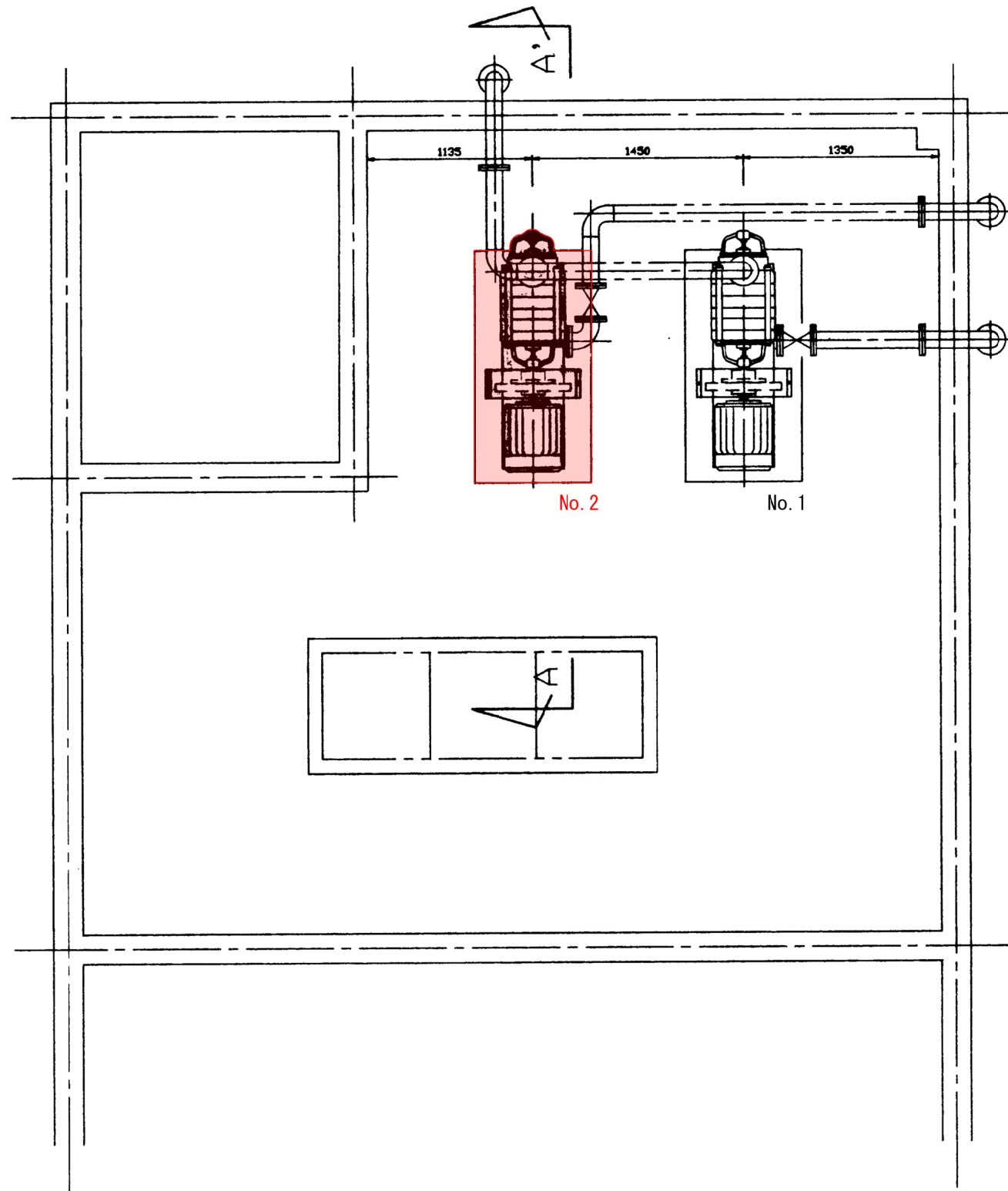
位置図

斎川第2ポンプ場

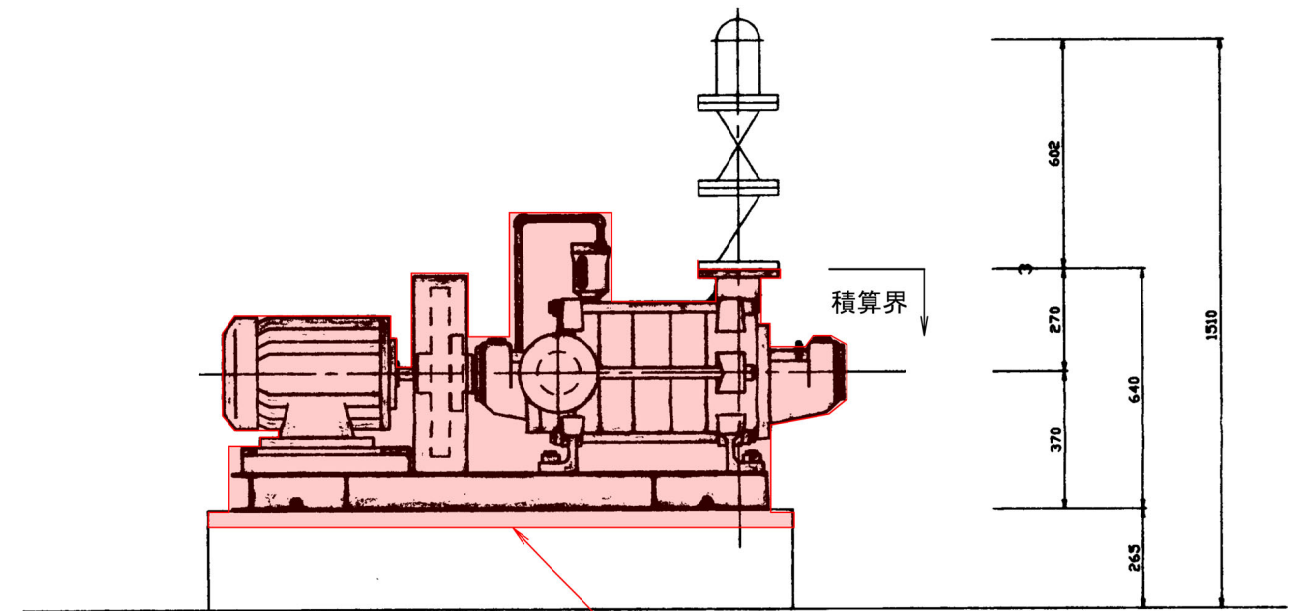


機械設備図

平面図 S=1/20



A-A 断面図 S=1/10

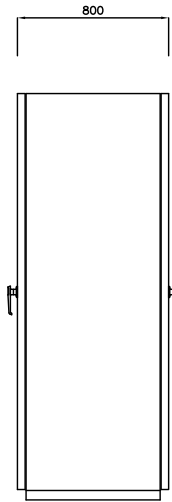
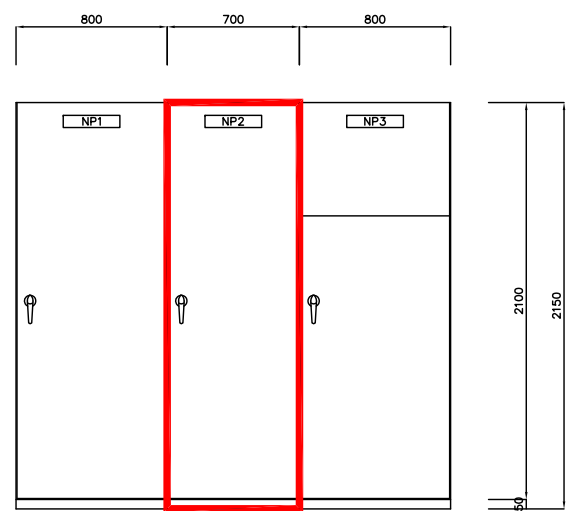
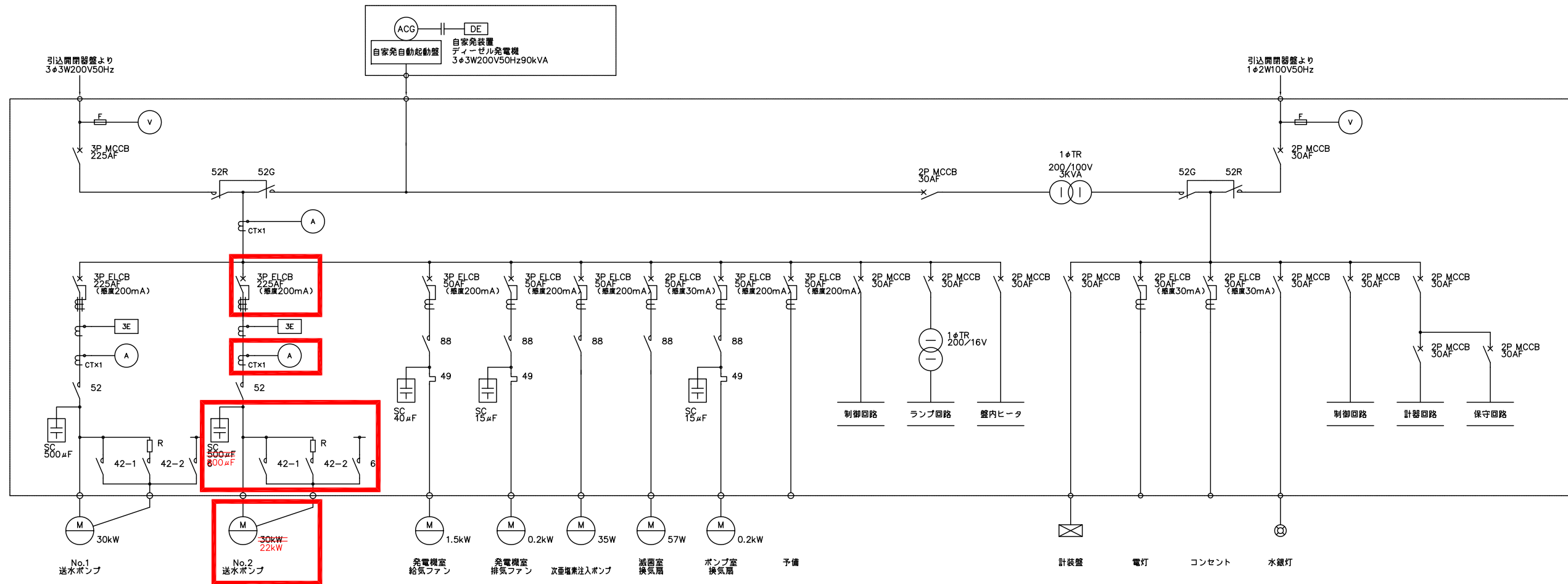


No. 2送水ポンプ
 φ100多段渦巻ポンプ(単独交互運転)
 既 設 : 0.9m³/min × 98m × 1500min⁻¹ × 30kW (3φ 200V)
 フライホイールカップ リンク 付 GD2=12.5kg・m²
 ↓
 更新後 : 0.6m³/min × 98m × 1500min⁻¹ × 22kW (3φ 200V)
 フライホイールカップ リンク 付 GD2=12.5kg・m²

※着色部今回施工範囲

齋川第2ポンプ場機器図

(参考図) S=Free



記号	名称
NP1	補機盤
NP2	送水ポンプ盤
NP3	計装盤

改造項目
No.2送水ポンプ (30kW→22kW) 更新に伴い、既設盤の改造を行うものである。
・No.2送水ポンプ容量変更に伴う、機器更新

 部は今回更新・改造を示す。